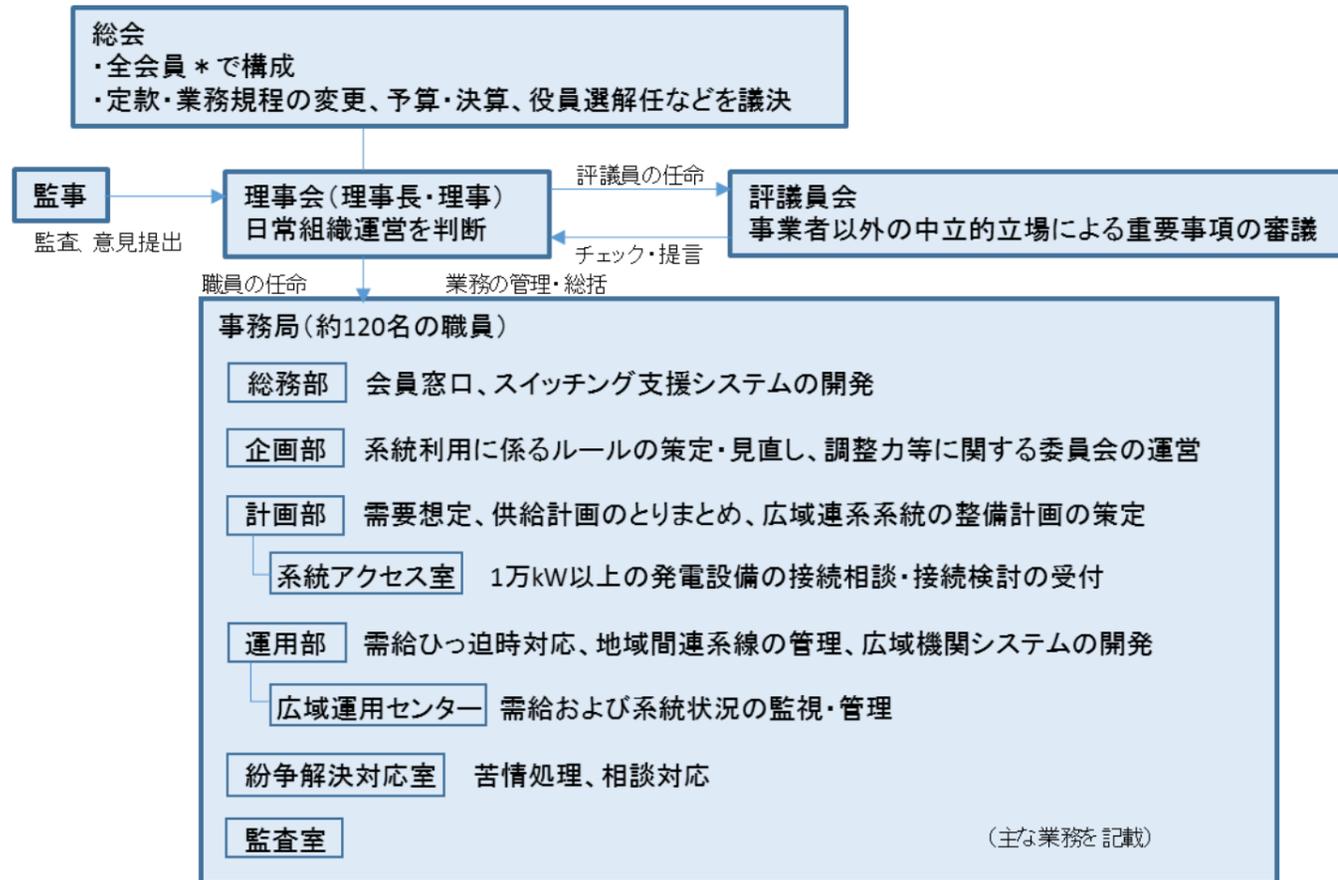


## 組織体制



\*広域機関の会員＝「電気事業者」の定義  
 2015年度 電気事業法に定める以下の事業者  
 ・一般電気事業者(10電力会社)  
 ・卸電気事業者(2社)  
 ・特定電気事業者(5社)  
 ・特定規模電気事業者(新電力)(2015年5月21日時点663社)  
 2016年度～ ライセンス制導入  
 ・小売電気事業者  
 ・送配電事業者  
 (一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者)  
 ・発電事業者



**電力広域的運営推進機関**  
 Organization for Cross-regional Coordination of  
 Transmission Operators, JAPAN

## 広域機関のご案内



### 電力広域的運営推進機関

〒101-0051  
 東京都千代田区神田神保町 3-5 住友不動産九段下ビル 10 階  
 東京都千代田区神田神保町 2-10-10  
 TEL: 03-6632-0910 (代表)  
 www.occto.or.jp  
 総務部 広報グループ 2015年5月発行

## ごあいさつ

社会にとって最も重要なインフラの一つである電力の安定供給体制を一層強化することを主たる目的として、本機関は、2015年4月に誕生しました。

電力システム改革によってわが国の電気事業制度は大きく変わりますが、変わることなく安定供給を維持することが私どもの第一の使命です。

同時に、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う系統運用上の課題や、電力市場における公平な事業環境の整備といった重要な課題への貢献も求められています。

皆さまのご期待にお応えできるよう、役員及び職員一同、一丸となって取り組んでまいります。ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 金本 良嗣



## 電力システム改革の実現に向け発足

広域機関は、電力システム改革の実現に向け、電気事業法に基づき全電気事業者が加入義務のある認可法人として2015年4月に発足しました。

電気事業者から独立し、中立性・公平性を確保した業務運営を行います。

### 電力システム改革とは

3つの目的「電力の安定供給の確保」「電気料金の最大限の抑制」「電気利用の選択肢や企業の事業機会の拡大」の実現に向け、3ステップで進められます。

第1段階	2015年4月	広域系統運用の拡大
第2段階	2016年4月	電気小売業への参入の全面自由化、ライセンス制の導入
第3段階	2020年目途	法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、 電気の小売り料金の全面自由化

第1段階に位置づけられた「広域系統運用の拡大」は、具体的には

- ・電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めること
- ・全国大で平常時・緊急時の需給調整機能の強化すること

です。

これを実現するため発足したのが、広域機関です。

## 役割は安定供給のための司令塔

電力システム改革によって、電気事業の構造は、発電・送電・小売の垂直一貫体制から、機能別のライセンス制に変わります。また、発電・小売は全面自由化されることにともない、多様なプレイヤーが電力ネットワーク（系統）にかかわることになります。

そうした中でも、現在から将来にわたり需給バランスを維持するとともに、電力ネットワークを適切に整備・運用することによって、安定供給を確保していかなければなりません。

広域機関は、司令塔として、全国大で需給や系統の状況を見ることで、その役割を果たしていきます。

### 全国大で需給状況を監視。需給悪化時には電気事業者へ指示

電力需給については、これまで全国10の供給区域単位で管理されていましたが、広域機関でも全国大での需給状況や系統の運用状況を24時間365日監視し、一元的に把握します。災害による需給ひっ迫時などにおいても電力供給を最大限維持するため、事業者に対して電力のやり取りなどを指示します。

### 供給計画のとりまとめと広域系統の整備計画の策定

電気事業者の供給計画をとりまとめ、需要に対して適正な供給力が確保されているかなどの評価を行います。また、連系線および各エリア内の基幹送電線などの設備形成に関し、長期方針や整備計画を策定します。

### 公平な電力ネットワークの利用環境を整備

数多くのプレイヤーが存在する電力市場において公平な事業環境を整えるため、電力ネットワークのルール（「送配電等業務指針」）の策定、中立な立場での発電設備の系統接続検討の受付、事業者間の紛争解決といった業務を行います。

## 第2段階に向けて

来年度、第2段階がスムーズにスタートできるよう

- ・全国大の系統監視ができる広域機関システムの開発
  - ・需要家が他の電気事業者にスイッチングを行うための支援システムの開発
  - ・ライセンス制における新たなルール作り
- 等を行っています。

なお、広域機関は、新システムによる業務開始に向け、今年度中に本拠点（新豊洲）に移転する予定です。